

江戸川区福祉タクシー券

江東区福祉タクシー券

平成24年度 **500円**
【運転手さんへのお願い】

1. 江戸川区と契約していないタクシー会社はお取扱できませんので、受け取らないでください。
2. 有効期限は平成24年4月1日から平成25年3月31日です。期限外のタクシー券は、換金できません。
3. チップとして、福祉タクシー券を受け取らないでください。
4. 下記の欄にご記入願います。記入のないタクシー券は、換金できません。

会社名			
乗務月日	年	月	日
			乗務員名

平成24年度 **江東区** 福祉タクシー券
No. 0000
見本 **500円** 江東区長
有効期限 **平成25年3月31日まで**

乗務員記入欄	会社名		乗務員名
	車両番号		乗車年月日

このタクシー券には偽造防止加工が施されています。

自治体によって、記載項目の位置、記載項目が異なります。(江東区の場合は車両番号も記載します)

サンプルの「会社名」は、次ページに掲載「平成24年度 精算対象自治体及び、会社名欄記入内容一覧」に従い記載